

# 議員定数等調査検討特別委員会 日程

令和6年 7月 1日 (月)  
全 員 協 議 会 室

- 1 開会宣言
  
- 2 会議録署名委員の指名
  
- 3 議 題
  - (1) 選挙区について
  - (2) その他について
  
- 4 閉会宣言

## 議員定数等調査検討特別委員会 委員名簿

[期数・年齢順]

区 分	氏 名	備 考
委 員	齊 木 正 一	
	内 田 博 長	
	銀 杏 泰 利	
	興 治 英 夫	
	浜 崎 晋 一	委員長
	市 谷 知 子	
	尾 崎 薫	
	福 田 俊 史	
	野 坂 道 明	副委員長
	島 谷 龍 司	
	浜 田 一 哉	
	川 部 洋	
	鹿 島 功	
	山 川 智 帆	
	前 住 孝 行	
村 上 泰 二 朗		

《参考》令和5年6月29日の本会議において次のとおり設置することを決定

名 称	付託する調査事件	委員定数
議員定数等調査検討特別委員会	鳥取県議会議員に係る次の事項の調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員の定数</li> <li>・選挙区</li> <li>・各選挙区において選挙すべき議員の数</li> </ul>	16名

# 選挙区の見直し検討 に関するシュミレーション

注1) この資料は、想定される主な選挙区の区割り(例)と、各選挙区において選挙すべき議員の数について、シュミレーションしたものの。

注2) 使用した鳥取県人口は、国立社会保障・人口問題研究所が令和5年12月22日に公表した「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」のうち、2025年(令和7年)のものとしている。



## 想定される主な選挙区の区割り(例)

総定数：32人(3減)

【例1】現行どおり	.....	6ページ
【例2】現行どおり(「飛び地」のみ解消)		
	.....	8ページ
【例3】日野郡選挙区を見直し	.....	9ページ
【例4】「一人区」を解消	.....	13ページ
【例5】圏域ごとに選挙区を集約	.....	15ページ

総定数：33人(2減)

【例1】現行どおり	.....	17ページ
【例2】現行どおり(「飛び地」のみ解消)		
	.....	18ページ
【例3】日野郡選挙区を見直し	.....	19ページ
【例4】「一人区」を解消	.....	23ページ
【例5】圏域ごとに選挙区を集約	.....	25ページ

総定数：32人（3減）

【例1】現行どおり



〈参考：定数配分〉

ヘアー式最大剰余法による配分 (行政実例に基づく配分方法)

公職選挙法第15条第8項ただし書きを適用した調整事例  
○調整の理由→地域間の均衡や、議員1人当たりの人口較差縮減を考慮

人口較差 1倍					人口較差 2,694倍					人口較差 2,694倍					人口較差 2,174倍				
選挙区	人口	定数	増減	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数
鳥取市	180,868	11	▲1	16,443	鳥取市	10	▲2	▲1	18,087	鳥取市	11	▲1		16,443	鳥取市	10	▲2	▲1	18,087
米子市	143,197	9	0	15,911	米子市	9	0		15,911	米子市	8	▲1	▲1	17,900	米子市	8	▲1	▲1	17,900
倉吉市	43,384	3	0	14,461	倉吉市	3	0		14,461	倉吉市	3	0		14,461	倉吉市	3	0		14,461
境港市	31,293	2	0	15,647	境港市	2	0		15,647	境港市	2	0		15,647	境港市	2	0		15,647
岩美郡	9,995	1	0	9,995	岩美郡	1	0		9,995	岩美郡	1	0		9,995	岩美郡	1	0		9,995
八頭郡	22,972	1	▲1	22,972	八頭郡	1	▲1		22,972	八頭郡	1	▲1		22,972	八頭郡	2	0	1	11,486
東伯郡	49,454	3	0	16,485	東伯郡	3	0		16,485	東伯郡	3	0		16,485	東伯郡	3	0		16,485
西伯郡	37,075	2	0	18,538	西伯郡	2	0		18,538	西伯郡	2	0		18,538	西伯郡	2	0		18,538
日野郡	8,527	0	▲1	-	日野郡	1	0	1	8,527	日野郡	1	0	1	8,527	日野郡	1	0	1	8,527

日野郡の配当基数= 0.518  
○0.5未満は強制合区基準に該当

○推計人口の推計誤差を勘案すると、**日野郡選挙区は、強制合区の基準(配当基数0.5未満)に該当する可能性**がある。

○総定数を**32人(3減)**とする場合には、**併せて選挙区の見直しを前提とした検討が必要**である。

## 参 考 国勢調査結果と将来推計人口との推計誤差について

### 検証 1 将来推計人口の推計誤差

区分	令和 2 年人口(人)			平成 2 7 年人口(人)			平成 2 2 年人口(人)		
	国勢調査 確定値①	H 3 0 年 推計②	増 減 ①-②	国勢調査 確定値①	H 2 5 年 推計②	増 減 ①-②	国勢調査 確定値①	H 2 0 年 推計②	増 減 ①-②
鳥取県	553,407	556,367	△ 2,960	573,441	567,193	6,248	588,667	595,587	△ 6,920
日野郡	9,775	9,611	164	11,047	11,289	△ 242	12,584	12,734	△ 150

※時点はいずれも10月1日現在

### 検証 2 推計誤差と配当基数への影響

※配当基数は、各選挙区人口を『議員 1 人当たり人口（県全体人口を議員総定数で除した  
もの）』で除して算出

※配当基数が「0.5 未満」となる場合には、公選法の規定により、隣接する他の市町村の区  
域と合わせた選挙区の設置が必要（強制合区）

区分	令和 2 年配当基数			平成 2 7 年配当基数			平成 2 2 年配当基数		
	国勢調査 確定値①	H 3 0 年 推計②	増 減 ①-②	国勢調査 確定値①	H 2 5 年 推計②	増 減 ①-②	国勢調査 確定値①	H 2 0 年 推計②	増 減 ①-②
日野郡 選挙区	0.618	0.605	0.013	0.674	0.697	△ 0.023	0.748	0.748	僅少

#### <日野郡選挙区の場合>

R 5 年推計人口に  
基づく配当基数

0. 5 1 8

令和 7 年国勢調査の結果、実際の配当基数の値が、仮に『0. 0 2』程度下  
方へ修正となった場合は、強制合区の基準に該当

配当基数 0. 5 1 8 ⇒ △ 0. 0 2 ⇒ 0. 4 9 8  
(0.5 を下回り、強制合区)

## 【例2】「隣接しない区域＝飛び地」を解消

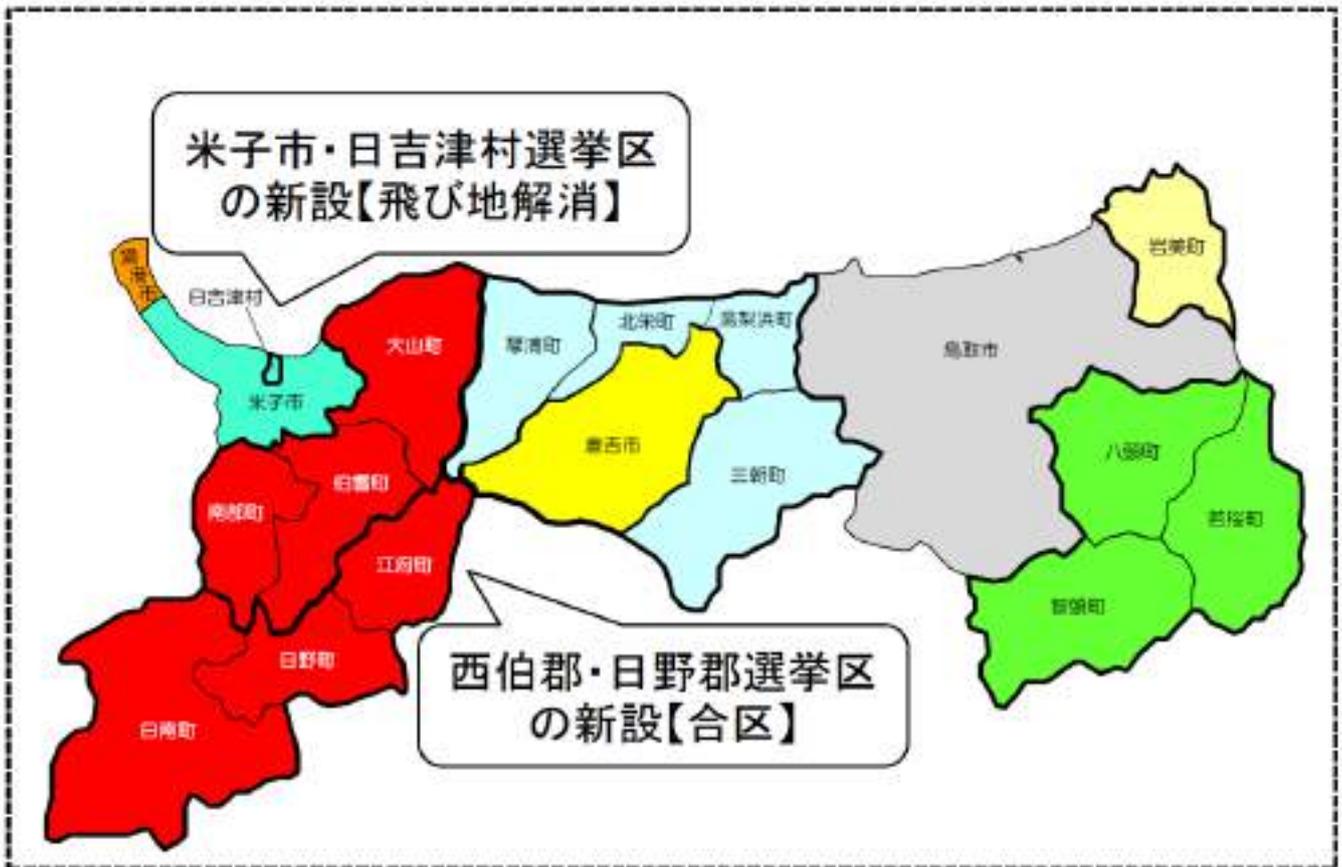


### 〈参考：定数配分〉

へア一式最大割除法による配分 (行政実例に基づく配分方法)					公職選挙法第15条第8項ただし書きを適用した調整事例 ○調整の理由→地域間の均衡や、議員1人当たりの人口較差縮減を考慮														
人口較差 1倍					人口較差 2,694倍					人口較差 2,694倍					人口較差 2,351倍				
選挙区	人口	定数	増減	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数
鳥取市	380,868	11	▲1	16,443	鳥取市	10	▲2	▲1	18,087	鳥取市	11	▲1		16,443	鳥取市	10	▲2	▲1	18,087
米子日吉津	146,727	9	0	16,303	米子日吉津	9	0		16,303	米子日吉津	8	▲1	▲1	18,341	米子日吉津	8	▲1	▲1	18,341
倉吉市	43,384	3	0	14,461	倉吉市	3	0		14,461	倉吉市	3	0		14,461	倉吉市	3	0		14,461
境港市	31,293	2	0	15,647	境港市	2	0		15,647	境港市	2	0		15,647	境港市	2	0		15,647
雲美郡	9,995	1	0	9,995	雲美郡	1	0		9,995	雲美郡	1	0		9,995	雲美郡	1	0		9,995
八頭郡	22,972	1	▲1	22,972	八頭郡	1	▲1		22,972	八頭郡	1	▲1		22,972	八頭郡	2	0	1	11,486
東伯郡	49,454	3	0	16,485	東伯郡	3	0		16,485	東伯郡	3	0		16,485	東伯郡	3	0		16,485
新・西伯	33,545	2	0	16,773	新・西伯	2	0		16,773	新・西伯	2	0		16,773	新・西伯	2	0		16,773
日野郡	8,527	0	▲1	-	日野郡	1	0	1	8,527	日野郡	1	0	1	8,527	日野郡	1	0	1	8,527
日野郡の配当基数 = 0.518																			
※0.5未満は強制合区基準に該当																			

- 推計人口の推計誤差を勘案すると、**日野郡選挙区は、強制合区の基準(配当基数0.5未満)に該当する可能性**がある。
- 総定数を**32人(3減)**とする場合には、**併せて選挙区の見直しを前提とした検討が必要**である。

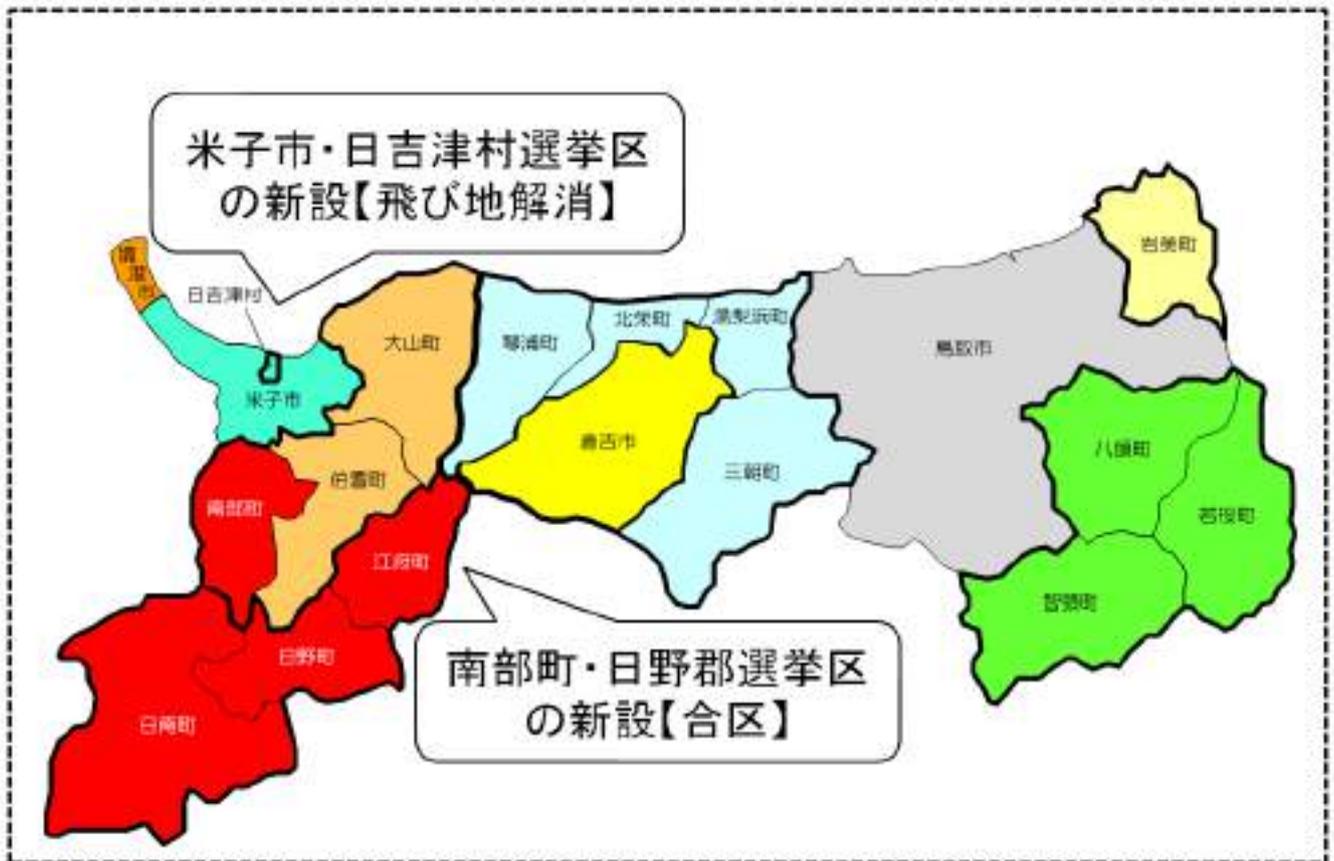
### 【例3-1】日野郡選挙区を見直し



〈参考：定数配分〉

A式最大剰余法による配分 (行政実例に基づく配分方法)					公職選挙法第15条第8項ただし書きを適用した調整事例 ○調整の理由→地域間の均衡や、議員1人当たりの人口較差縮減を考慮																	
人口較差 2.298倍					人口較差 2.105倍					人口較差 2.105倍					人口較差 1.835倍							
選挙区	人口	定数	増減	人口/定数	選挙区	人口	定数	増減	調整	人口/定数	選挙区	人口	定数	増減	調整	人口/定数	選挙区	人口	定数	増減	調整	人口/定数
鳥取市	180,868	11	▲1	16,443	鳥取市	180,868	10	▲2	▲1	18,087	鳥取市	180,868	11	▲1		16,443	鳥取市	180,868	10	▲2	▲1	18,087
米子日吉津	146,727	9	0	16,303	米子日吉津	146,727	9	0		16,303	米子日吉津	146,727	8	▲1	▲1	18,341	米子日吉津	146,727	8	▲1	▲1	18,341
倉吉市	43,364	3	0	14,461	倉吉市	43,364	3	0		14,461	倉吉市	43,364	3	0		14,461	倉吉市	43,364	3	0		14,461
境港市	31,293	2	0	15,647	境港市	31,293	2	0		15,647	境港市	31,293	2	0		15,647	境港市	31,293	2	0		15,647
岩美郡	9,995	1	0	9,995	岩美郡	9,995	1	0		9,995	岩美郡	9,995	1	0		9,995	岩美郡	9,995	1	0		9,995
八雲郡	22,972	1	▲1	22,972	八雲郡	22,972	2	0	1	11,486	八雲郡	22,972	2	0	1	11,486	八雲郡	22,972	2	0	1	11,486
東伯郡	49,484	3	0	16,485	東伯郡	49,484	3	0		16,485	東伯郡	49,484	3	0		16,485	東伯郡	49,484	3	0		16,485
西伯日野	42,072	2	▲1	21,036	西伯日野	42,072	2	▲1		21,036	西伯日野	42,072	2	▲1		21,036	西伯日野	42,072	3	0	1	14,024

## 【例3-2】日野郡選挙区を見直し



〈参考：定数配分〉

A-1式最大剰余法による配分 (行政実例に基づく配分方法)					公職選挙法第15条第8項ただし書きを適用した調整事例 ○調整の理由→地域間の均衡や、議員1人当たりの人口較差縮減を考慮															
1					2					3					4					
人口較差 2,390 倍					人口較差 2,296 倍					人口較差 2,206 倍					人口較差 1,835 倍					
選挙区	人口	定数	増減	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数	
鳥取市	180,808	11	▲1	16,443	鳥取市	10	▲2	▲1	18,087	鳥取市	11	▲1		16,443	鳥取市	10	▲2	▲1		18,087
米子日吉津	146,727	9	0	16,303	米子日吉津	9	0		16,303	米子日吉津	8	▲1	▲1	18,341	米子日吉津	8	▲1	▲1		18,341
倉吉市	43,384	3	0	14,461	倉吉市	3	0		14,461	倉吉市	3	0		14,461	倉吉市	3	0			14,461
境港市	31,293	2	0	15,647	境港市	2	0		15,647	境港市	2	0		15,647	境港市	2	0			15,647
雲南郡	9,995	1	0	9,995	雲南郡	1	0		9,995	雲南郡	1	0		9,995	雲南郡	1	0			9,995
八頭郡	22,972	1	▲1	22,972	八頭郡	1	▲1		22,972	八頭郡	1	▲1		22,972	八頭郡	2	0	1		11,486
東伯郡	49,454	3	0	16,485	東伯郡	3	0		16,485	東伯郡	3	0		16,485	東伯郡	3	0			16,485
大山伯耆	23,892	1	▲1	23,892	大山伯耆	2	0	1	11,946	大山伯耆	2	0	1	11,946	大山伯耆	2	0	1		11,946
南部日野	18,180	1	0	18,180	南部日野	1	0		18,180	南部日野	1	0		18,180	南部日野	1	0			18,180

### 【例3-3】日野郡選挙区を見直し



〈参考：定数配分〉

A-1式最大剰余法による配分 (行政実例に基づく配分方法)					公職選挙法第15条第8項ただし書きを適用した調整事例 ○調整の理由→地域間の均衡や、議員1人当たりの人口較差縮減を考慮															
人口較差 1倍					人口較差 2,298倍					人口較差 2,298倍					人口較差 1,835倍					
選挙区	人口	定数	増減	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数	
鳥取市	180,868	31	▲1	16,443	鳥取市	30	▲2	▲1	18,087	鳥取市	11	▲1		16,443	鳥取市	10	▲2	▲1	18,087	
米子市・日吉津村	146,727	9	0	16,303	米子市・日吉津村	9	0		16,303	米子市・日吉津村	8	▲1	▲1	18,341	米子市・日吉津村	8	▲1	▲1	18,341	
倉吉市	43,384	3	0	14,461	倉吉市	3	0		14,461	倉吉市	3	0		14,461	倉吉市	3	0		14,461	
境港市	31,293	2	0	15,647	境港市	2	0		15,647	境港市	2	0		15,647	境港市	2	0		15,647	
岩美郡	9,995	0	▲1	—	岩美郡	1	0	1	9,995	岩美郡	1	0	1	9,995	岩美郡	1	0	1	9,995	
八頭郡	22,972	1	▲1	22,972	八頭郡	1	▲1		22,972	八頭郡	1	▲1		22,972	八頭郡	2	0	1	11,486	
津伯郡	49,454	3	0	16,485	津伯郡	3	0		16,485	津伯郡	3	0		16,485	津伯郡	3	0		16,485	
大山町	13,969	1	0	13,969	大山町	1	0		13,969	大山町	1	0		13,969	大山町	1	0		13,969	
南伯日野	26,103	2	0	14,052	南伯日野	2	0		14,052	南伯日野	2	0		14,052	南伯日野	2	0		14,052	
岩美郡の配当基数→				0.607																
①0.5未満は強制合区基準に該当																				

### 【例3-4】日野郡選挙区を見直し



### 〈参考：定数配分〉

ヘー式最大剰余法による配分 (行政実例に基づく配分方法)					公職選挙法第15条第8項ただし書きを適用した調整事例 ○調整の理由→地域間の均衡や、議員1人当たりの人口較差縮減を考慮														
人口較差 1,644 倍					人口較差 1,557 倍					人口較差 1,602 倍					人口較差 1,889 倍				
選挙区	人口	定数	増減	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数
鳥取岩美	190,963	11	▲2	17,351	鳥取岩美	11	▲2		17,351	鳥取岩美	10	▲3	▲1	19,086	鳥取岩美	12	▲1	▲1	15,905
米子日吉津	146,727	9	0	16,303	米子日吉津	8	▲1	▲1	18,341	米子日吉津	9	0		16,303	米子日吉津	8	▲1	▲1	18,341
倉吉市	43,384	3	0	14,461	倉吉市	3	0		14,461	倉吉市	3	0		14,461	倉吉市	2	▲1	▲1	21,692
境港市	31,293	2	0	15,647	境港市	2	0		15,647	境港市	2	0		15,647	境港市	2	0		15,647
八幡郡	22,972	1	▲1	22,972	八幡郡	2	0	1	11,486	八幡郡	2	0	1	11,486	八幡郡	2	0	1	11,486
東出郡	49,454	3	0	16,485	東出郡	3	0		16,485	東出郡	3	0		16,485	東出郡	3	0		16,485
大山町	13,969	1	0	13,969	大山町	1	0		13,969	大山町	1	0		13,969	大山町	1	0		13,969
南伯日野	28,103	2	0	14,052	南伯日野	2	0		14,052	南伯日野	2	0		14,052	南伯日野	2	0		14,052

## 【例 4 - 1】「一人区」を解消



〈参考：定数配分〉

ヘアー式最大剰余法による配分 (行政実例に基づく配分方法)					公職選挙法第15条第8項ただし書きを適用した調整事例 ○調整の理由→地域間の均衡や、議員1人当たりの人口較差縮減を考慮														
人口較差 1,456 倍					人口較差 1,271 倍					人口較差 1,306 倍					人口較差 1,420 倍				
選挙区	人口	定数	増減	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数
東部	213,835	13	▲2	16,449	東部	12	▲3	▲1	17,820	東部	13	▲2		16,449	東部	14	▲1	▲1	15,274
米子日吉津	146,727	9	0	16,303	米子日吉津	9	0		16,303	米子日吉津	8	▲1	▲1	18,341	米子日吉津	9	0		16,303
湯吉市	43,384	3	0	14,461	湯吉市	3	0		14,461	湯吉市	3	0		14,461	湯吉市	2	▲1	▲1	21,692
境港市	31,293	2	0	15,647	境港市	2	0		15,647	境港市	2	0		15,647	境港市	2	0		15,647
粟伯郡	49,454	3	0	16,485	粟伯郡	3	0		16,485	粟伯郡	3	0		16,485	粟伯郡	3	0		16,485
西伯日野	42,072	2	▲1	21,036	西伯日野	3	0	▲1	14,024	西伯日野	3	0	▲1	14,024	西伯日野	2	▲1		21,036

【例4-2】「一人区」を解消（公選法15条8項ただし書適用）



〈参考：定数配分〉

A-1式最大剰余法による配分 (行政実例に基づく配分方法)					公職選挙法第15条第8項ただし書を適用した調整事例 ○調整の理由→地域間の均衡や、議員1人当たりの人口較差縮減を考慮														
人口較差		1.589倍			人口較差		1.831倍			人口較差		1.831倍			人口較差		1.597倍		
選挙区	人口	定数	増減	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数
鳥取岩美	190,863	12	▲1	15,905	鳥取岩美	12	▲1		15,905	鳥取岩美	11	▲2	▲1	17,351	鳥取岩美	11	▲2	▲1	17,351
米子日吉津	146,727	9	0	16,303	米子日吉津	8	▲1	▲1	18,341	米子日吉津	9	0		16,303	米子日吉津	8	▲1	▲1	18,341
倉吉市	43,384	3	0	14,461	倉吉市	3	0		14,461	倉吉市	3	0		14,461	倉吉市	3	0		14,461
境港市	31,293	2	0	15,647	境港市	2	0		15,647	境港市	2	0		15,647	境港市	2	0		15,647
八頭郡	22,972	1	▲1	22,972	八頭郡	2	0	1	11,486	八頭郡	2	0	1	11,486	八頭郡	2	0	1	11,486
東伯郡	49,454	3	0	16,485	東伯郡	3	0		16,485	東伯郡	3	0		16,485	東伯郡	3	0		16,485
西伯日野	42,072	2	▲1	21,036	西伯日野	2	▲1		21,036	西伯日野	2	▲1		21,036	西伯日野	3	0	1	14,024

【例5-1】 境港市以外は3つの選挙区に集約



〈参考：定数配分〉

ヘアース最大剰余法による配分 (行政実例に基づく配分方法)					公職選挙法第15条第8項ただし書きを適用した調整事例 ○調整の理由→地域間の均衡や、議員1人当たりの人口較差縮減を考慮															
人口較差		1,109 倍			人口較差		1,236 倍			人口較差		1,152 倍			人口較差		1,187 倍			
選挙区	人口	定数	増減	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数	
東部	213,835	13	▲2	16,449	東部	14	▲1	1	15,274	東部	12	▲3	▲1	17,820	東部	13	▲2			16,449
西部	188,799	11	▲1	17,164	西部	10	▲2	▲1	18,880	西部	12	0	1	15,733	西部	12	0	1		15,733
中部	92,838	6	0	15,473	中部	6	0		15,473	中部	6	0		15,473	中部	5	▲1	▲1		18,568
境港市	31,293	2	0	15,647	境港市	2	0		15,647	境港市	2	0		15,647	境港市	2	0			15,647

【例5-2】東・西部(境港市を除く)を2つの選挙区に集約



<参考：定数配分>

▲ア式最大剰余法による配分 (行政実例に基づく配分方法)					公職選挙法第15条第8項ただし書きを適用した調整事例 ○調整の理由→地域間の均衡や、議員1人当たりの人口較差縮減を考慮														
人口較差 1.187 倍					人口較差 1.306 倍					人口較差 1.232 倍					人口較差 1.386 倍				
選挙区	人口	定数	増減	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数
東部	213,835	13	▲2	16,449	東部	14	▲1	1	15,274	東部	12	▲3	▲1	17,820	東部	13	▲2		16,449
西部	168,799	11	▲1	17,164	西部	10	▲2	▲1	18,880	西部	12	0	1	15,733	西部	12	0	1	15,733
金古市	43,384	3	0	14,461	金古市	3	0		14,461	金古市	3	0		14,461	金古市	2	▲1	▲1	21,692
東伯郡	49,454	3	0	16,485	東伯郡	3	0		16,485	東伯郡	3	0		16,485	東伯郡	3	0		16,485
地港市	31,293	2	0	15,647	地港市	2	0		15,647	地港市	2	0		15,647	地港市	2	0		15,647

総定数：33人（2減）

【例1】現行どおり



〈参考：定数配分〉

ヘアー式最大剰余法による配分 (行政実例に基づく配分方法)					公職選挙法第15条第8項ただし書きを適用した調整事例 ○調整の理由⇒地域間の均衡や議員1人当たりの人口較差縮減を考慮														
人口較差 2,694 倍					人口較差 2,174 倍					人口較差 2,174 倍					人口較差 2,321 倍				
選挙区	人口	定数	増減	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数
烏取市	180,868	11	▲1	16,443	烏取市	11	▲1		16,443	烏取市	10	▲2	▲1	18,087	烏取市	10	▲2	▲1	18,087
米子市	143,197	9	0	15,911	米子市	8	▲1	▲1	17,900	米子市	9	0		15,911	米子市	8	▲1	▲1	17,900
倉古市	43,384	3	0	14,461	倉古市	3	0		14,461	倉古市	3	0		14,461	倉古市	3	0		14,461
境港市	31,293	2	0	15,647	境港市	2	0		15,647	境港市	2	0		15,647	境港市	2	0		15,647
岩美郡	9,995	1	0	9,995	岩美郡	1	0		9,995	岩美郡	1	0		9,995	岩美郡	1	0		9,995
八幡郡	22,972	1	▲1	22,972	八幡郡	2	0	1	11,486	八幡郡	2	0	1	11,486	八幡郡	2	0	1	11,486
東伯郡	49,454	3	0	16,485	東伯郡	3	0		16,485	東伯郡	3	0		16,485	東伯郡	3	0		16,485
西伯郡	37,075	2	0	18,538	西伯郡	2	0		18,538	西伯郡	2	0		18,538	西伯郡	3	1	1	12,358
日野郡	8,527	1	0	8,527	日野郡	1	0		8,527	日野郡	1	0		8,527	日野郡	1	0		8,527

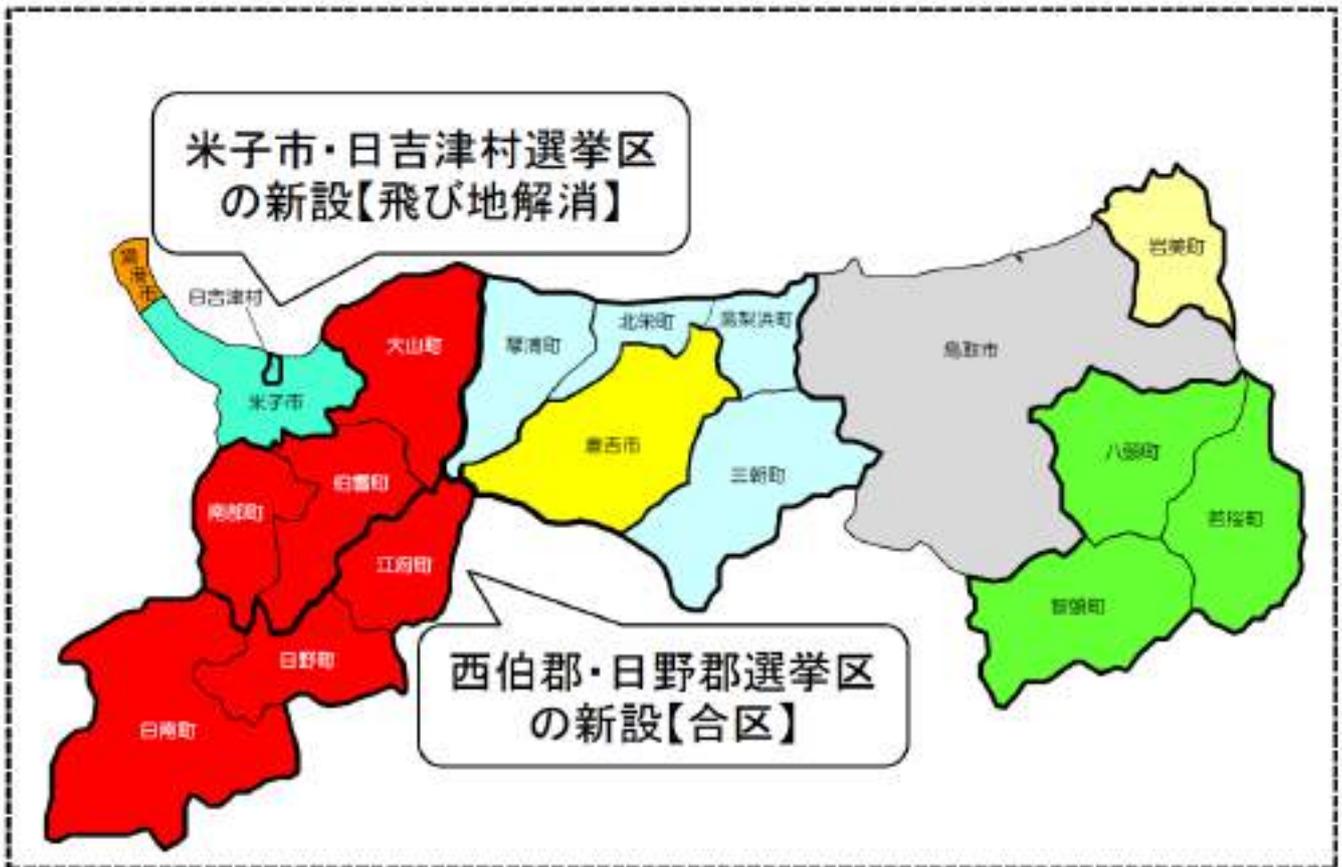
【例2】「隣接しない区域＝飛び地」を解消



〈参考：定数配分〉

ヘアー式最大剰余法による配分 (行政実例に基づく配分方法)					公職選挙法第15条第8項ただし書きを適用した調整事例 ○調整の理由＝地域間の均衡や議員1人当たりの人口較差縮減を考慮									
人口較差 2.694 倍					人口較差 2.151 倍					人口較差 2.121 倍				
選挙区	人口	定数	増減	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数
鳥取市	180,868	11	▲1	16,443	鳥取市	11	▲1		16,443	鳥取市	10	▲2	▲1	18,087
米子日吉津	146,727	9	0	16,303	米子日吉津	8	▲1	▲1	18,341	米子日吉津	9	0		16,303
倉吉市	43,384	3	0	14,461	倉吉市	3	0		14,461	倉吉市	3	0		14,461
境港市	31,293	2	0	15,647	境港市	2	0		15,647	境港市	2	0		15,647
岩美郡	9,995	1	0	9,995	岩美郡	1	0		9,995	岩美郡	1	0		9,995
八頭郡	22,972	1	▲1	22,972	八頭郡	2	0	1	11,486	八頭郡	2	0	1	11,486
東伯郡	49,454	3	0	16,485	東伯郡	3	0		16,485	東伯郡	3	0		16,485
新・西伯	33,545	2	0	16,773	新・西伯	2	0		16,773	新・西伯	2	0		16,773
日野郡	8,527	1	0	8,527	日野郡	1	0		8,527	日野郡	1	0		8,527

### 【例3-1】日野郡選挙区を見直し



〈参考：定数配分〉

ヘアー式最大剰余法による配分 (行政実例に基づく配分方法)					公職選挙法第15条第8項ただし書きを適用した調整事例 ○調整の理由＝地域間の均衡や議員1人当たりの人口較差縮減を考慮									
人口較差 2.298 倍					人口較差 1.835 倍					人口較差 1.810 倍				
選挙区	人口	定数	増減	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数
鳥取市	180,868	11	▲1	16,443	鳥取市	11	▲1		16,443	鳥取市	10	▲2	▲1	18,087
米子日吉津	146,727	9	0	16,303	米子日吉津	8	▲1	▲1	18,341	米子日吉津	9	0		16,303
倉吉市	43,384	3	0	14,461	倉吉市	3	0		14,461	倉吉市	3	0		14,461
境港市	31,293	2	0	15,647	境港市	2	0		15,647	境港市	2	0		15,647
岩美郡	9,995	1	0	9,995	岩美郡	1	0		9,995	岩美郡	1	0		9,995
八頭郡	22,972	1	▲1	22,972	八頭郡	2	0	1	11,486	八頭郡	2	0	1	11,486
東伯郡	49,454	3	0	16,485	東伯郡	3	0		16,485	東伯郡	3	0		16,485
西伯日野	42,072	3	0	14,024	西伯日野	3	0		14,024	西伯日野	3	0		14,024

## 【例3-2】日野郡選挙区を見直し



〈参考：定数配分〉

ヘアー式最大剰余法による配分 (行政実例に基づく配分方法)					公職選挙法第15条第8項ただし書きを適用した調整事例 ○調整の理由＝地域間の均衡や議員1人当たりの人口較差縮減を考慮									
人口較差 2.298 倍					人口較差 1.835 倍					人口較差 1.819 倍				
選挙区	人口	定数	増減	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数
鳥取市	180,868	11	▲1	16,443	鳥取市	11	▲1		16,443	鳥取市	10	▲2	▲1	18,087
米子日吉津	146,727	9	0	16,303	米子日吉津	8	▲1	▲1	18,341	米子日吉津	9	0		16,303
倉吉市	43,384	3	0	14,461	倉吉市	3	0		14,461	倉吉市	3	0		14,461
境港市	31,293	2	0	15,647	境港市	2	0		15,647	境港市	2	0		15,647
岩美郡	9,995	1	0	9,995	岩美郡	1	0		9,995	岩美郡	1	0		9,995
八頭郡	22,972	1	▲1	22,972	八頭郡	2	0	1	11,486	八頭郡	2	0	1	11,486
東伯郡	49,454	3	0	16,485	東伯郡	3	0		16,485	東伯郡	3	0		16,485
大山伯耆	23,892	2	0	11,946	大山伯耆	2	0		11,946	大山伯耆	2	0		11,946
南部日野	18,180	1	0	18,180	南部日野	1	0		18,180	南部日野	1	0		18,180

### 【例3-3】日野郡選挙区を見直し



〈参考：定数配分〉

ヘアー式最大剰余法による配分 (行政実例に基づく配分方法)					公職選挙法第15条第8項ただし書きを適用した調整事例 ○調整の理由＝地域間の均衡や議員1人当たりの人口較差縮減を考慮									
人口較差 2,298 倍					人口較差 1,835 倍					人口較差 1,810 倍				
選挙区	人口	定数	増減	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数
鳥取市	180,868	11	▲1	16,443	鳥取市	11	▲1		16,443	鳥取市	10	▲2	▲1	18,087
米子日吉津	146,727	9	0	16,303	米子日吉津	8	▲1	▲1	18,341	米子日吉津	9	0		16,303
倉古市	43,384	3	0	14,461	倉古市	3	0		14,461	倉古市	3	0		14,461
境港市	31,293	2	0	15,647	境港市	2	0		15,647	境港市	2	0		15,647
岩美郡	9,995	1	0	9,995	岩美郡	1	0		9,995	岩美郡	1	0		9,995
八頭郡	22,972	1	▲1	22,972	八頭郡	2	0	1	11,486	八頭郡	2	0	1	11,486
東伯郡	49,454	3	0	16,485	東伯郡	3	0		16,485	東伯郡	3	0		16,485
大山町	13,969	1	0	13,969	大山町	1	0		13,969	大山町	1	0		13,969
南伯日野	28,103	2	0	14,052	南伯日野	2	0		14,052	南伯日野	2	0		14,052

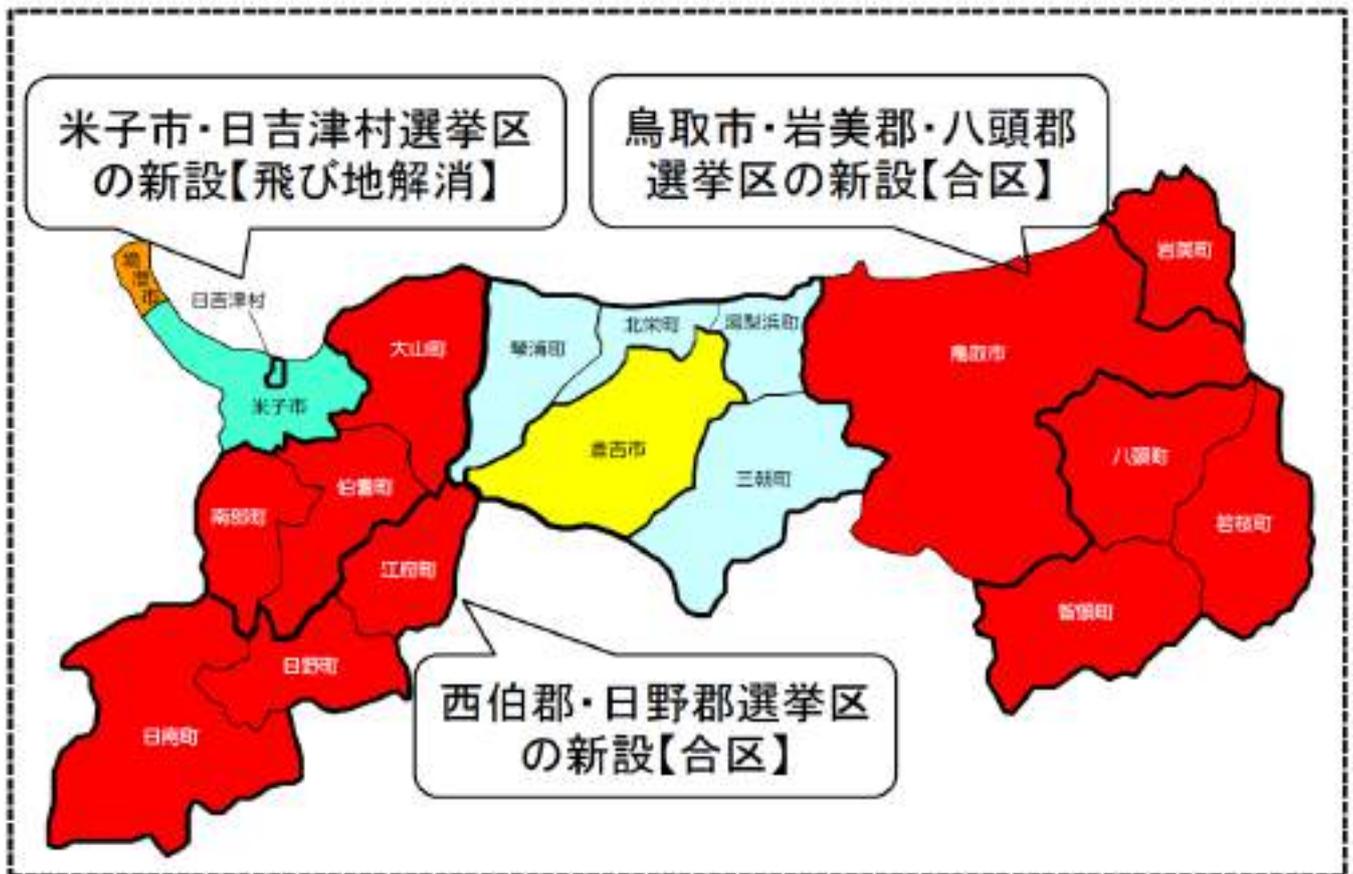
### 【例3-4】日野郡選挙区を見直し



### 〈参考：定数配分〉

ヘアー式最大剰余法による配分 (行政実例に基づく配分方法)					公職選挙法第15条第8項ただし書きを適用した調整事例 ○調整の理由=地域間の均衡や議員1人当たりの人口較差縮減を考慮									
人口較差 1.644 倍					人口較差 1.597 倍					人口較差 1.511 倍				
選挙区	人口	定数	増減	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数
鳥取岩美	190,863	12	▲1	15,905	鳥取岩美	12	▲1		15,905	鳥取岩美	11	▲2	▲1	17,351
米子日吉津	146,727	9	0	16,303	米子日吉津	8	▲1	▲1	18,341	米子日吉津	9	0		16,303
倉吉市	43,384	3	0	14,461	倉吉市	3	0		14,461	倉吉市	3	0		14,461
境港市	31,293	2	0	15,647	境港市	2	0		15,647	境港市	2	0		15,647
八頭郡	22,972	1	▲1	22,972	八頭郡	2	0	1	11,486	八頭郡	2	0	1	11,486
東伯郡	49,454	3	0	16,485	東伯郡	3	0		16,485	東伯郡	3	0		16,485
大山町	13,969	1	0	13,969	大山町	1	0		13,969	大山町	1	0		13,969
南伯日野	28,103	2	0	14,052	南伯日野	2	0		14,052	南伯日野	2	0		14,052

## 【例4-1】「一人区」を解消



〈参考：定数配分〉

ヘアー式最大剰余法による配分 (行政実例に基づく配分方法)					公職選挙法第15条第8項ただし書きを適用した調整事例 ○調整の理由=地域間の均衡や議員1人当たりの人口較差縮減を考慮									
人口較差 1.175 倍					人口較差 1.308 倍					人口較差 1.455 倍				
選挙区	人口	定数	増減	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数
東部	213,835	13	▲2	16,449	東部	14	▲1	1	15,274	東部	14	▲1	1	15,274
米子日吉津	146,727	9	0	16,303	米子日吉津	8	▲1	▲1	18,341	米子日吉津	9	0		16,303
倉吉市	43,384	3	0	14,461	倉吉市	3	0		14,461	倉吉市	3	0		14,461
境港市	31,293	2	0	15,647	境港市	2	0		15,647	境港市	2	0		15,647
東伯郡	49,454	3	0	16,485	東伯郡	3	0		16,485	東伯郡	3	0		16,485
西伯日野	42,072	3	0	14,024	西伯日野	3	0		14,024	西伯日野	2	▲1	▲1	21,036

【例4-2】「一人区」を解消（公選法15条8項ただし書適用）



〈参考：定数配分〉

ヘアー式最大剰余法による配分 (行政実例に基づく配分方法)					公職選挙法第15条第8項ただし書を適用した調整事例 ○調整の理由=地域間の均衡や議員1人当たりの人口較差縮減を考慮									
人口較差 1.638 倍					人口較差 1.597 倍					人口較差 1.511 倍				
選挙区	人口	定数	増減	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数
鳥取岩美	190,863	12	▲1	15,905	鳥取岩美	12	▲1		15,905	鳥取岩美	11	▲2	▲1	17,351
米子日吉津	146,727	9	0	16,303	米子日吉津	8	▲1	▲1	18,341	米子日吉津	9	0		16,303
倉吉市	43,384	3	0	14,461	倉吉市	3	0		14,461	倉吉市	3	0		14,461
境港市	31,293	2	0	15,647	境港市	2	0		15,647	境港市	2	0		15,647
八頭郡	22,972	1	▲1	22,972	八頭郡	2	0	1	11,486	八頭郡	2	0	1	11,486
東伯郡	49,454	3	0	16,485	東伯郡	3	0		16,485	東伯郡	3	0		16,485
西伯日野	42,072	3	0	14,024	西伯日野	3	0		14,024	西伯日野	3	0		14,024

【例5-1】 境港市以外は3つの選挙区に集約



〈参考：定数配分〉

ヘアー式最大剰余法による配分 (行政実例に基づく配分方法)					公職選挙法第15条第8項ただし書きを適用した調整事例 ○調整の理由=地域間の均衡や議員1人当たりの人口較差縮減を考慮									
人口較差 1.063 倍					人口較差 1.124 倍					人口較差 1.216 倍				
選挙区	人口	定数	増減	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数
東部	213,835	13	▲2	16,449	東部	14	▲1	1	15,274	東部	14	▲1	1	15,274
西部	188,799	12	0	15,733	西部	11	▲1	▲1	17,164	西部	12	0		15,733
中部	92,838	6	0	15,473	中部	6	0		15,473	中部	5	▲1	▲1	18,568
境港市	31,293	2	0	15,647	境港市	2	0		15,647	境港市	2	0		15,647

【例5-2】東・西部(境港市を除く)を2つの選挙区に集約



〈参考：定数配分〉

ヘアー式最大剰余法による配分 (行政実例に基づく配分方法)					公職選挙法第15条第8項ただし書きを適用した調整事例 ○調整の理由=地域間の均衡や議員1人当たりの人口較差縮減を考慮									
人口較差 1.140 倍					人口較差 1.187 倍					人口較差 1.388 倍				
選挙区	人口	定数	増減	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数	選挙区	定数	増減	調整	人口/定数
東部	213,835	13	▲2	16,449	東部	14	▲1	1	15,274	東部	13	▲2		16,449
西部	188,799	12	0	15,733	西部	11	▲1	▲1	17,164	西部	11	▲1	▲1	17,164
青吉市	43,384	3	0	14,461	青吉市	3	0		14,461	青吉市	3	0		14,461
東伯郡	49,454	3	0	16,485	東伯郡	3	0		16,485	東伯郡	4	1	1	12,364
境港市	31,293	2	0	15,647	境港市	2	0		15,647	境港市	2	0		15,647

## 県議会議員定数等に関する制度

### 1 定数

県議会議員の定数は、条例で定める。(自治法 90 条 1 項)

※従来は、定数を定めるに当たって人口区分に応じた上限が定められていたが、平成 23 年の自治法改正で撤廃された。(廃止前の上限：人口 75 万未満の都道府県 40 人)

### 2 選挙区

事項		内容	備考
原則 (公選法 15 条 1 項) ※H25 改正法附則 3 条		「一の市の区域」、「一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域」又は「隣接する町村の区域を合わせた区域」のいずれかによることを基本とし、条例で定める。 ※施行日 (H27. 3. 1) の前日における選挙区で隣接していない町村の区域を含むものがあるときは、当該選挙区の区域をもって、一の選挙区とすることができる。ただし、当該選挙区に係る区域の変更が行われた場合は、この限りでない。	鳥取市 米子市 倉吉市 境港市 八頭郡 東伯郡 ※西伯郡 日野郡 (8 選挙区)
特例	強制合区 (公選法 15 条 2 項)	選挙区は、その人口が議員一人当たりの人口の半数以上になるようにしなければならない。	
	市の区域の任意合区 (公選法 15 条 3 項)	一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であっても議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができる。	
	町村の区域の取扱い (公選法 15 条 4 項)	一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもって一選挙区とすることができる。	岩美郡 (1 選挙区)
選挙区設定の考慮事項 (公選法 15 条 7 項)		行政区画、衆議院 (小選挙区選出) 議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。	

注) 議員の一人当たりの人口とは、当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもって除して得た数をいう。

### 3 選挙区ごとの定数

各選挙区において選挙すべき議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。(公選法 15 条 8 項)

⇒【鳥取県の現状】原則どおり、人口に比例して各選挙区に配分 (ただし書の適用なし)

※人口に比例した算出方法

行政実例では、ヘアース式最大剰余法 (各選挙区の人口を議員一人当たりの人口で割り、商と剰余を求め、商を 1 次配分の議席として配分し、残りの議席を剰余の大きい選挙区の順に定数に達するまで 2 次配分の議席として配分する) によるものとされている。

### 4 基礎となる人口

選挙区ごとの定数の基礎となる人口は、官報で公示された最近の国勢調査人口によることとされている。(自治法 254 条、公選法施行令 144 条)

⇒令和 9 年 4 月に行われる次期一般選挙は、特段の立法措置がない限り、直近の国勢調査である 令和 7 年国勢調査の確定人口が基礎 となる。

※国勢調査の速報人口 (人口速報集計) の取扱い

人口及び世帯数の速報であり、官報に公示される。行政実例では、国勢調査の確定人口 (人口等基本集計) が公示されるまでの間は、速報人口が適用されるものとされている。

## 鳥取県議会議員の定数等調査検討スケジュール（想定案）

区分	内 容	備 考
令和5年度	<p>○定例会（ 6月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別委員会の設置（本会議）</li> <li>・ 第1回特別委員会（正副委員長選挙 等）</li> </ul> <p>○定例会（ 9月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2回特別委員会</li> </ul> <p style="padding-left: 40px;">条例定数、選挙区区割り及び選挙区定数の検討</p> <p>○定例会（12月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3回特別委員会</li> </ul> <p>○定例会（令和6年2月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第4回特別委員会</li> </ul> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>	
令和6年度	<p>○定例会（令和7年2月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第〇回特別委員会</li> </ul> <p style="padding-left: 40px;">条例定数、選挙区区割り及び選挙区定数の算出 方法を決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会運営委員会</li> <li>・ 本会議（検討結果の中間報告）</li> </ul>	
令和7年度	<p>（中間報告の周知／議会 HP、議会だより 等）</p> <p>○定例会（令和8年2月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第〇回特別委員会</li> </ul> <p style="padding-left: 40px;">国調速報値に基づき定数等の改正条例案を確定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会運営委員会</li> <li>・ 本会議（改正条例案の議決）</li> </ul> <p>○改正条例の公布（令和8年3月）</p>	<p>R7 国勢調査実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 速報値 （R8.2月想定）</li> <li>・ 確定値 （R8.10月想定）</li> </ul>
令和8年度	<p>（改正後の選挙区・定数を周知）</p>	
令和9年度	<p>○鳥取県議会議員選挙（4月）</p>	

※特別委員会：議員定数等調査検討特別委員会（令和5年6月29日設置）

※条 例：鳥取県議会議員の定数並びに選挙区及び選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例（平成9年条例第26号）



鳥取県議会議長

浜崎 晋一 様

## 日野郡選挙区の存続を求める要望書

令和6年4月30日

江府町長

白石 祐治



日野町長

塔田 淳一



日南町長

中村 英明



江府町議会議長

三好 晋也



日野町議会議長

中原 信男



日南町議会議長

山本 芳昭





鳥取県議会では令和5年6月に議員定数等調査特別委員会を設置し議員定数の見直しを検討され、本年3月の特別委員会において各会派等の意見を公表されています。

このたびの鳥取県議会議員の選挙区及び定数の見直しに当たっては、下記の理由から公職選挙法第15条第8項ただし書きの適用も勘案の上、引き続き日野郡選挙区を設置していただきますよう要望いたします。

## 記

- 1 日野郡は県庁から一番遠く離れており、日野郡から代表を選出できない場合、住民の意思を十分県政に反映できないおそれがあります。現行の選挙区で地域住民の声を細かく拾い上げ県政に反映できるよう引き続き日野郡選挙区を設置していただきたいこと。
- 2 県全体で人口減少が進み、買い物環境や公共交通の維持、地域経済の成長力低下、その他人口減少社会が抱える問題への対応が喫緊の課題となっている中、その課題先進地域である日野郡地域から県議会議員が選出され、地域の課題認識や取組等が県政に反映されることは、県全体の利益ともなると考えること。
- 3 鳥取県議会は、平成28年10月「参議院選挙における合区の解消を求める意見書」を国へ提出されました。県の面積の約17%を占める日野郡選挙区を単に人口だけを考慮して一票の格差是正のため合区、もしくは選挙区の変更を検討されることはあってはならないと考えること。